

第3次男女共同参画計画策定にあたっての基本的な考え方

1. 計画の位置付け

(1) 男女共同参画社会基本法に基づく「市町村男女共同参画計画」

第14条第3項

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

(2) 鹿児島市男女共同参画推進条例に基づく「男女共同参画計画」

第10条第1項

市長は、男女共同参画の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

(3) 女性活躍推進法に基づく「市町村推進計画」を含む

第6条第2項

市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

(4) DV防止法に基づく「市町村基本計画」を含む

第2条の3第3項

市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

(5) 第六次鹿児島市総合計画の分野別の個別計画

2. 計画の期間

令和4年度～13年度（10年間） ※5年後に見直しを実施

3. 計画の考え方

(1) 第六次鹿児島市総合計画基本計画（素案 令和3年5月）

基本的方向	男女共同参画の推進に向けた意識啓発を図るとともに、重大な人権侵害であるDVや性暴力などの根絶に向けた取組を進めます。
単位施策	男女共同参画の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画理念のさらなる浸透 ・ あらゆる分野における男女共同参画の促進 ・ 配偶者等からの暴力根絶に向けた対策の推進

(参考) 第五次総合計画

基本的方向	男女共同参画の理念の浸透を図り、あらゆる場での男女共同参画の推進に向けた環境の整備に努めるとともに、重大な人権侵害であるDVの予防啓発や被害者支援の充実を図ります。
単位施策	男女共同参画の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画社会に向けての意識づくり ・ あらゆる分野における男女共同参画の促進 ・ 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり

(2) 国の第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）

●社会情勢の現状及び課題

- ①新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応
DVや性暴力の増加・深刻化、女性の雇用・所得への影響や育児・介護等の負担増
- ②人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
女性活躍推進により地域社会の担い手を確保
- ③人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革
固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスが大きな障壁
- ④法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画
拡大
- ⑤デジタル化社会への対応（Society 5.0）
STEM分野やデジタル・テクノロジー分野でのジェンダー・ギャップを縮小
- ⑥国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識
- ⑦頻発する大規模災害
非常時にはジェンダーに起因する諸課題が一層顕在化
- ⑧SDGsの達成に向けた世界的な潮流
ジェンダー平等及びジェンダーの視点をあらゆる施策に反映（ジェンダー主流化）

●基本的な視点及び取り組むべき事項

- ①あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保し施策に反映する。
- ②指導的地位に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30%程度、2030年代には性別に偏りのない社会となることを目指し、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）も含め、人材登用・育成や政治分野における取組を強化する。
- ③無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が男女どちらかに不利に働かないよう、メディアとも連携しながら幼少期から大人までを対象に広報啓発等に取り組む。
- ④人生100年時代を見据えて、男女が健康な生活を実現し、学び続け活躍し続けられる環境の整備、仕事と家事・育児・介護などが両立できる環境の整備に取り組む。
- ⑤AI、IoT等の科学技術の発展に男女が共に寄与するとともに、その発展が男女共同参画に資する形で進むよう取り組む。
- ⑥女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取り組みを強化する。
- ⑦女性が安心して暮らせるための環境整備を進める。
- ⑧防災・復興の政策・意思決定段階や現場レベルでの女性の参画について進める。
- ⑨男女共同参画センター等との連携を含め、地域における様々な主体が連携・協働する推進体制をより一層強化する。
- ⑩①～⑨の各視点に沿って男女共同参画社会の形成を牽引する人材を育成する。

●重点的に取り組む分野

- 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- 第3分野 地域における男女共同参画の推進
- 第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進
- 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 第7分野 生涯を通じた健康支援
- 第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進
- 第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針

変更点（令和元年12月20日）	
①	<u>女性活躍に関する情報公表の強化（事業主に義務付け）について追記</u> 人材確保や市場における評価といった観点から、事業主にとっても有用なものであり、できる限り多くの項目を公表し、毎年更新することが望ましい。
②	<u>特例認定制度（プラチナえるぼし）の創設について追記</u> 認定を取得した企業が労働市場や資本市場等において評価されることを通じて企業の取組を促進する。
③	<u>一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大について追記</u> 一般事業主行動計画の策定支援や女性の活躍に関する状況の把握や課題分析の実施を支援するとともに、必要な財政的支援等を行なっていく。

(4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針

変更点（令和2年3月23日）	
①	DV被害者の保護にあたり、相互に連携すべき関係機関として児童相談所を追加
②	被害者に同伴家族が含まれる旨を明記
③	支援センター未設置の地方公共団体における対応を追記
④	要保護児童対策地域協議会との連携強化等に関する記載を追加
⑤	連携の好事例の共有及び研修の拡充等により、DVや児童虐待の特性及び連携の在り方等に係る理解の促進を図り、連携協力の実効性の向上を図ることに関する記載を追加
⑥	民間団体と支援センターとが対等な関係性において機動的に連携を図ることに関する記載を追加
⑦	一時保護後の支援内容について、民間シェルター等の民間団体の活用に関する記載を追加
⑧	SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用することを追加
⑨	地域社会内における加害者更生プログラムを含む加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築を検討することに関する記載を追加
⑩	国が民間シェルター等による被害者支援の充実に向けた取組を推進することや、国及び地方公共団体が発出する被害者支援に関する通知等の民間シェルターへの早期提供に関する記載を追加

(5) 第3次鹿児島市男女共同参画計画の策定に向けた提言
(鹿児島市男女共同参画審議会 令和3年3月25日提出)

1. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

誰もが暮らしやすい社会を形成するためには男女双方の視点が必要であり、まずは行政が率先して女性の登用に取り組み、男女共同参画の範を示すべき

- ①女性委員が一人もいない、または極端に少ない審議会等に重点を置いて、委員構成の見直しや女性委員候補者の発掘及びクオータ制の導入について調査・検討
- ②審議会等の女性委員候補者の人材リストへの積極的な登録及び委員選任時の人材リストの活用促進
- ③市役所女性職員の管理職登用拡大に向けた取組のさらなる充実
- ④女性の管理職登用に積極的に取り組む企業の活動を促進するため、公共調達における優遇措置などインセンティブ付与による支援の充実
- ⑤ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の普及促進のための啓発
- ⑥男性優位の組織運営を見直すための意識啓発の強化

2. 働く場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

誰もが希望に応じた働き方ができる社会をつくるためには、男性中心型労働慣行の見直し、性別や育児・介護等を理由とする不利益取扱いや各種ハラスメントの防止、ワーク・ライフ・バランスの意義の浸透などが必要

- ①ワーク・ライフ・バランスの実現のための長時間労働の削減、多様で柔軟な働き方の普及啓発
- ②男女ともに有給休暇・育児休業・介護休業が取りやすい職場環境の整備
- ③働く女性向けのキャリアアップ支援や両立支援の充実
- ④男性の子育てへの参画、育児休業取得、介護休業取得促進のための意識啓発
- ⑤子育て・介護を社会全体で支えるための環境整備
- ⑥女性活躍及びワーク・ライフ・バランス推進企業へのインセンティブ付与による支援
- ⑦「働く場における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス」に関する研修等の充実

3. 多様な属性の人々の人権の尊重と自立への支援

誰もが安心して暮らせる社会をつくるためには、幼少期からの徹底した人権教育・学習の継続による多様性への理解を深めることで差別をなくし、多様性のある社会を実現する意識を醸成するとともに、きめ細かな支援を社会全体で支えていく基盤づくりが必要

- ①偏見や差別の解消に向けた人権教育の推進
- ②多様な性・多様な生き方への理解を深める啓発活動の推進
- ③ひとり親家庭や低所得の子育て世代など生活困窮者への支援の充実
- ④パートナーシップ宣誓制度の早期導入及び制度理解への取組の推進
- ⑤性別等による人権侵害に関する相談体制の充実
- ⑥人権の尊重・ジェンダー平等などを目指すSDGs（持続可能な開発目標）に関する啓発・理解促進
- ⑦外国人が安心して暮らせる環境整備、情報提供・啓発事業の充実

4. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

誰もがなりうる暴力（広義）の被害者への支援を強化し、最低限の個人の尊厳を維持できる状況にすることで、誰も取り残さない暴力根絶への姿勢をアピールすべき

- ①暴力の早期発見・支援の充実のための関係機関との連携強化
- ②性犯罪や性暴力被害者への支援・相談窓口の周知と相談体制の充実
- ③「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11/12～25）における効果的な広報啓発活動
- ④セクシュアル・ハラスメントの予防の取組、被害者ケアの体制整備、性的少数者へのハラスメントの防止への取組、啓発活動の実施
- ⑤子ども・若者を対象とした性暴力（DVなど）に関する教育・学習・予防啓発の充実、支援体制拡充

(6) 男女共同参画に関する市民意識調査（令和2年度）

市民意識調査結果（ ）はH27調査	第3次男女共同参画計画 基本目標
<p>①社会通念・しきたりの中で不平等な点がある ⇒女性73.4%、男性70.7%（女性74.3%、男性71.4%）</p> <p>②社会全体における男女の地位の平等感 ⇒「どちらかといえば男性の方が優遇されている」66.0%（64.1%）</p> <p>③性別役割分担意識に賛成 ⇒女性15.4%、男性26.6%（女性31.3%、男性39.3%）</p> <p>④子どもの育て方について ⇒「性別に関わりなく子どもの個性を重視」87.4%（83.3%）</p> <p>⑤子どもに期待する学歴（R2新規） ⇒「大学まで」女の子53.6%、男の子64.6% 「短期大学・高等専門学校まで」女の子13.7%、男の子3.9%</p>	I 男女共同参画理念のさらなる浸透
<p>⑥政策・方針決定過程への女性参画が低い理由／複数回答 ⇒「男性中心の組織運営」69.2%（62.7%） 「固定的な性別役割分担、性差別意識」56.5%（47.9%）</p> <p>⑦女性が働きにくい理由／複数回答 ⇒「労働条件・環境が整っていない」60.9%（61.5%） 「育児施設・サービスが十分でない」46.4%（49.6%）</p> <p>⑧男性の家事・育児など ⇒「積極的にする方が良い」55.0%（38.2%） 「できるだけする方が良い」41.7%（56.1%）</p> <p>⑨家庭での高齢者介護 ⇒「男性も負担すべき」65.9%（52.8%）</p> <p>⑩社会活動・地域活動への参加・参画状況 ⇒「PTAや子ども会などの青少年育成活動」 女性17.0%、男性5.0%（女性19.2%、男性8.9%）</p>	II あらゆる分野における男女共同参画の促進
<p>⑪DVについて ⇒「人権を侵害する行為である」92.4%（91.0%） 「警察や行政の相談機関が積極的に関わるべき」73.4%（69.0%）</p> <p>⑫DV被害の経験 ⇒「何度もあった」女性7人に1人、男性18人に1人 （女性10人に1人、男性31人に1人） 「1・2度あった」女性5人に1人、男性7人に1人 （女性6人に1人、男性9人に1人）</p>	III 配偶者等からの暴力根絶に向けた対策の推進